

# 千里第一だより

学校だより8・9月号(令和6年8月26日)  
吹田市立千里第一小学校  
Tel(06)6387-5741

ちがいをみとめあえる子  
さいごまでがんばる子  
ともに学びかながえる子

8月26日現在  
児童数 794名

## 「明るい場所ばかり」

校長 岡本 公助

長い夏休みを終え、子ども達の笑顔と活気が学校に戻ってきました。7月24日、25日には6年生の臨海学習を実施し、子ども達は練習に励んだ平泳ぎを使い、海での水泳活動を行いました。自然を相手にチャレンジする姿は、とても頼もしく映っていました。このように夏休みを通じて、学校だけではなく、家庭や地域で夏休みならではの体験ができ、子ども達は一回り成長したのではないかと思います。

さて、「明るい」「暗い」という言葉には次のような意味があることはご存じかと思います。「彼はITの分野について明るい」「私はこの辺の地理には明るい」など、ある物事や方面の知識によく通じていることを、「明るい」と表現することがあります。反対に、詳しくないこと、よく知らないことについては「経済の問題には暗いので」などという言い方をします。少し古い話ですが、企業にパソコンが導入され始めたころのことです。表計算ソフトを使えばすぐにできるとわかっている資料を、わざわざ時間を掛けて電卓と手書きで作る人がいたといいます。新しい便利な知識を学ぶより、自分にとって「明るい」今までのやり方を選んでしまうのです。このように、人は「明るいところ」つまり、自分が動きやすく、よく知っている分野にばかり注目してしまうものです。同時に、自分が知らない分野、経験したことのない「暗いところ」は意識的に避けようとしてしまいます。慣れている範囲でばかり動いても、新しい発見や成果は得られません。時には勇気を出して、未知の分野に一步踏み出すことは大切ではないでしょうか。2学期の始業式に、「明るい」「暗い」の意味から、自分にとって苦手なこと、詳しくないことでもたくさんチャレンジしようと子ども達に呼びかけています。2学期はとても長いので、時には子ども達もいろんな勉強の中から避けようとしてしまうことがあるかもしれません。そんな時は、ぜひ自分の可能性を広げるチャンスだよと背中をお家でも押ししていただければと思います。

暦の上では秋となりましたが、まだまだ危険な暑さは続きそうです。くれぐれも体調には気を付けてお過ごしください。保護者の皆様、地域の皆様、引き続き、学校の教育活動にご理解とご協力よろしくお願いたします。

## 夏休み作品展について

日程:8月27日(火) 13時45分～17時まで  
28日(水) 8時45分～17時まで(12時～13時は除く)  
29日(木) 8時45分～17時まで(12時～13時は除く)

場所:体育館に展示しております。

\*作品搬入に伴い、27日のみ展示時間が異なります。ご注意ください。

## 5年生林間学習説明会について

8月30日(金) 16時00分～

体育館にて実施いたします。

行先 滋賀県高島市、もくもくの郷 等

## 6年生修学旅行説明会について

10月8日(火) 16時00分～

行先 広島 宮島方面

## 日曜参観について

日曜参観を下記の通り実施します。

9月29日(日)

2時間目 9時35分～10時20分

3時間目 10時30分～11時15分 その後下校指導

※ 11時30分より児童引き渡し訓練を実施します。

※ 詳細は「日曜参観のお知らせ」でご確認ください。

## 学校徴収金の口座振替について

前日までに口座への入金をお願いします。

第3期分 9月25日(水)

第3期 再振替日 10月15日(火)

(9月25日に振替できなかった方のみ)

※口座未登録の方には、後日払込取扱票を配布します。

9月25日までにゆうちょ銀行(郵便局)にて納入してください。

また、口座登録を至急お願いいたします。

| 日    | 曜日 | 8・9月行事予定  |
|------|----|---|
| 8/26 | 月  | 始業式(11時15分下校)                                   |
| 27   | 火  | 給食開始 2測定(6年) 夏休み作品展(29日まで)<br>短縮5時間授業(14時15分下校) |
| 28   | 水  | 2測定(5年)   |
| 29   | 木  | 2測定(4年)   |
| 30   | 金  | 2測定(3年) 林間学習保護者説明会16時～                          |
| 31   | 土  |   |
| 9/1  | 日  |   |
| 2    | 月  | 2測定(2年)委員会 教育実習(①9/24まで ②9/30まで)                |
| 3    | 火  | 2測定(1年) 教育相談                                    |
| 4    | 水  |   |
| 5    | 木  |   |
| 6    | 金  |   |
| 7    | 土  |   |
| 8    | 日  |   |
| 9    | 月  | クラブ   |
| 10   | 火  | 校内研修日(13時15分下校) 教育相談                            |
| 11   | 水  | 児童集会  |
| 12   | 木  |   |
| 13   | 金  | 千一まつり   |
| 14   | 土  | PTA 実行委員会                                       |
| 15   | 日  | 千一地区敬老会   |
| 16   | 月  |   |
| 17   | 火  | 教育相談  |
| 18   | 水  | 4時間授業(13時15分下校) 太陽の広場                           |
| 19   | 木  |   |
| 20   | 金  |   |
| 21   | 土  |   |
| 22   | 日  |   |
| 23   | 月  |   |
| 24   | 火  |   |
| 25   | 水  | アサヒビール工場見学(3年)                                  |
| 26   | 木  |   |
| 27   | 金  |   |
| 28   | 土  |   |
| 29   | 日  | 日曜参観 緊急児童引き渡し訓練(11時30分～)                        |
| 30   | 月  | 代休  |

「児童を健やかに育むために」

ニュースでも時折報道される児童虐待についてのお知らせです。過去には何度も子どもの大切な命が虐待によって奪われるという事例が全国で起きており、大きな社会問題となっています。

もちろん各ご家庭におかれましては児童虐待とは無縁であるとは思いますが、改めて何が児童虐待にあたるか、また、学校の考え方や対応の仕方について知っておいていただきたく、2年前にも学校だよりでお知らせしましたが、再度掲載させていただきます。

「児童虐待」には下図のような種類があります。虐待がなぜいけないかと言うと、当然のことながら、虐待を受けた人の身体や心に大きな傷を残すからです。虐待されて育ち、その

傷を癒す機会がないまま育った児童は、大人になっても自己評価が低いままで「こんな自分が生きていいのか」と自問したり、自分で考えることを放棄したりして判断や決定の主体性が損な

|       |   |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる<br>やけどを負わせる、首を絞める、身体を拘束する |
| 性的虐待  | 子供への性的行為、性的行為を見せる、<br>性器を触る・触らせる、ポルノの被写体にする   |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、<br>必要なのに病院へ連れて行かない。 |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的に扱う、<br>子供の目の前で家族に暴力をふるう |

われるなど、生きづらさを抱え続けていくと言われていています。身体的虐待に関しては「体罰は躰のため」「言ってきかなければ叩いて教えない」と主張する人がいますが「躰」の目的は児童が自分自身をコントロールし（自律）、集団社会の中で適切に過ごせるようになるためのサポートをすることにあります。一方、体罰は恐怖や痛みで児童の言動をコントロールして従わせることであり、体罰によって躰を行うことはできません。児童が体罰から学ぶことは、「腹が立ったり自分の意に添わなかったりすれば暴力を使ってもいい。」ということだけで、反省の気持ちや次に生かそうという気持ちより恐怖や不安の方が大きくなります。そして、体罰を受けて育ち、その傷を癒すことなく大人になった児童は、自分の子にも同じようなことをしてしまう可能性が高いと言われていています。2018年、2019年と続けて起こった児童の虐待死を受けて、2020年4月より、改正児童虐待防止法、改正児童福祉法が施行され、法律で明確に「親権者は、しつけに際して体罰を加えてはならない」と規定されました。

児童の身体や心に大きな傷を残す虐待を防ぐため、児童虐待防止法第六条には「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と規定されています。結果的に虐待の事実がなかったとしても、学校としてはケガやあざ、児童の話などから虐待が疑われる事案があれば通告する義務があるため、速やかに関係機関に通告を行います。一つひとつの案件にはそれぞれ違った事情があることは理解できますが、案件の軽重を教職員が判断することは大きく対応を誤るリスクがあり、同じ対応を取るようになります。

学校以外でも近所の家庭において虐待が疑われるようなケースを見聞きした時は、躊躇

することなく通告して下さい。通告したことが、相手方に分かって近隣トラブルに発展することを危惧されるケースも多いかと思いますが、通告は必ず実名で行われなければならないということではなく、匿名で行うことも可能です。

虐待事案を扱う機関の方は「たとえ違っていても構わないので虐待が疑われるときは必ず通告してください。」とおっしゃいます。（学校を通す必要はありません。）

また「虐待はいけないことだと分かっているけれど、どうしてもやってしまう。」とお悩みの方もいらっしゃるかもしれません。決してお一人で悩まないでください。支援の手はたくさんありますので、もし子育てについて困りごとがある場合は、下記の連絡先にご相談いただけたらと思います。学校へ相談する場合は、クラス担任だけでなく、生徒指導担当教諭、学校に定期的にくるスクールソーシャルワーカーや教育相談員に相談いただければ、お話を聞かせてもらいます。遠慮なくお声掛けください。

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 全国共通児童虐待専用ダイヤル                    | 1 8 9（いちやく）                       |
| 大阪府吹田子ども家庭センター                    | 0 6 - 6 3 8 9 - 3 5 2 6           |
| 吹田家庭児童相談室                         | 0 6 - 6 3 8 4 - 1 6 6 3           |
| 大阪府警吹田警察署                         | 0 6 - 6 3 8 5 - 1 2 3 4（または1 1 0） |
| 吹田市教育センター教育相談                     | 0 6 - 6 1 7 0 - 1 5 7 9           |
| DVにお悩みの方は「すいたストップDVステーション（DV相談室）」 | 0 6 - 6 3 1 0 - 7 1 1 3           |